

逐条 山口県文化芸術振興条例

[抜粋]

平成20年2月

山口県文化振興課

目 次

題名	1
前文	2
第1章 総則	
第1条 目的	4
第2条 基本理念	5
第1項 県民の自主性及び創造性の尊重	5
第2項 県民が等しく文化芸術活動に参加できる環境の整備	6
第3項 県民と様々な主体の協働による取組	7
第4項 多様な文化芸術の発展及び国内外への発信	8
第5項 地域の特色ある文化芸術の発展と継承	9
第6項 地域社会の発展の基盤である文化力の向上	10
第3条 県の責務	11
第1項 施策の総合的な策定及び実施	11
第2項 県民の意見の反映及び連携の促進	12
第3項 地域振興等と連携した文化芸術の振興	13
第4条 市町との連携	14
第5条 県民の役割	15
第2章 文化芸術の振興に関する基本的施策	
第6条 基本方針	16
第7条 県民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実	17
第8条 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実	18
第9条 子どもの文化芸術活動の充実	19
第10条 学校教育における文化芸術活動の充実	20
第11条 地域の特色ある文化芸術の振興	21
第12条 交流の促進及び国内外への発信	22
第13条 担い手の育成及び確保	23
第14条 顕彰	24
第15条 文化施設の充実	25
第16条 身近な文化芸術活動の場の充実	26
第17条 情報の収集及び提供	27
第18条 民間の支援活動の活性化	28
第19条 推進体制の整備	29
第20条 財政上の措置	30
第21条 年次報告	31
第3章 山口県文化芸術審議会	
第22条 山口県文化芸術審議会	32
附則	32
○条例・規則全文	33

◇題名

山口県文化芸術振興条例

■文化芸術

文化	文化芸術	芸術等	○芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他） ○芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、奇術、大道芸その他） ○伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、地芝居その他）
		生活文化等	○生活文化（茶道、華道、書道、ファッション、民族衣装、着付、礼道、食文化、造花、押し花、盆栽その他衣食住に関わる文化） ○国民娯楽（囲碁、将棋、かるた、トランプ、カラオケその他） ○民俗芸能、伝統行事（民踊、神楽、獅子舞、盆踊りその他） ○その他（景観、自然環境その他）
			学術、法律、道徳、宗教、スポーツその他の人間の行動様式、習慣等

- ・「生活文化と芸術を中心とする文化」を指す言葉として、「文化芸術」という語を用いる。
- ・「芸術等」とは、プロの芸術家や専門家が行うものだけを指すのではなく、アマチュアや子どもを取組まで広く含む。
- ・「生活文化」とは、人の衣食住の生活に根ざした幅広い営みを「文化」としてとらえるものである。
- ・時代の変化等によって生まれる新たな文化芸術のジャンルについても、柔軟に取り入れて運用するものとする。

■文化芸術活動

文化芸術に関する次に掲げる活動

- ① 文化芸術を創造し、これに参加し、又は鑑賞する活動
- ② 文化芸術を保護し、又は文化芸術活動を支援する活動
- ③ 文化芸術を企画し、又はこれを創造する人等を取りまとめ、プロデュースする活動

◇前文

私たちの住む山口県は、三方が海に開け、美しく変化に富んだ地勢に恵まれている。いくたびも歴史の表舞台となったこの地では、古くから多くの人と文物が交流し、中世の大内文化をはじめとする多彩な文化芸術がはぐくまれ、歴史を今に伝える個性豊かなふるさとが形づくられてきた。

この文化的な風土のもと、先哲の教えを受けて輩出した多くの逸材が明治維新の偉業を成し遂げ、我が国の近代化の基礎を造った。その後、戦後の経済発展によって、今日、物質的な豊かさをもたらされたものの、その一方で、経済効率優先の風潮は、人間関係の希薄化を招き、心のゆとりを失わせている。

このような時代にあつて、日々の暮らしに潤いを与え、人々に生きる喜びをもたらしてくれる文化芸術を、一層身近なものとするのが求められている。今こそ、県民一人一人が自信と誇りを持ち、互いの価値観を尊重し、手を取り合つて生きていくために、誰もが子どもの頃から文化芸術に親しむことのできる、真に豊かな社会を創造していかなければならない。

私たちは、これまで培われてきた歴史と伝統を尊重し、多様な文化芸術を生活の中に生かしていくとともに、ふるさと山口県の魅力を内外に発信し、将来にわたり、人々と喜びを分かち合つていきたいと願う。

ここに、私たちは、国民文化祭・やまぐち二〇〇六で発揮された、文化芸術を尊重し、その創造に挑戦する文化維新の精神を受け継ぎ、県民一人一人が燦めく元気県を築くことを決意し、この条例を制定する。

【要旨】山口県は、美しく変化に富んだ山、海、自然に恵まれ、古くから多くの人々や文物が交流してきました。そうして、多彩な文化や芸術がはぐくまれ、歴史の積み重ねを感じさせる個性豊かなふるさとが形づくられてきました。

今日では、経済が豊かになり、世の中には「もの」があふれていますが、その一方では、人と人とのきずなが薄れており、人々の心のゆとりが失われています。

文化や芸術は、生活に潤いを与え、生きる喜びをもたらしてくれます。県民が自信と誇りを持って、互いに支え合いながら生きていくためには、誰もが子どもの頃から文化や芸術に親しむことのできる社会、すなわち、真に豊かな社会をつくっていかなければなりません。

文化や芸術を生活の中に生かし、山口県の魅力を内外に発信することによって、人々と幸せを分かち合うことが、県民の願いです。

そこで、文化や芸術を大切にし、それを創り出していく積極的な心構えをもって、誰もが生き生きと暮らす元気な山口県を築くことを決意して、この条例を制定するものです。

- ・この条例が、文化芸術を生かした県づくりの基礎となる、歴史的な意義を有する条例であることを明らかにするため、前文を設け、条例制定の背景や、県民の決意について述べたものである。

○山口県の豊かな歴史と文化的風土

山口県は、三方が海に開けており、大陸に向けた玄関口であることから、外部から様々な文化が流入するとともに、様々な文化を世界に発信する地理的な条件を備えている。また、日本海、瀬戸内海、中国山地、海岸部の平野や中山間地域など、美しく変化に富んだ地勢に恵まれていることから、地形的にも気候的にも多様な風土に恵まれており、多彩な文化芸術が育つ素地を持っている。

大陸に近く、三方が海に開けているという立地条件によって、この地域は、歴史上、壇ノ浦の戦い、日明貿易、馬関戦争、四境戦争、明治維新、日清講和など、いくたびも激動のドラマの表舞台となってきた。

このような、地理的及び歴史的な条件のもとで、山口県では、古くから多くの人や文物が流入し、また土着の文化と交流し、内外に発信されたことによって、中世の大内文化をはじめとする多彩な文化芸術がはぐくまれてきた。そして今日までの間、それぞれの地域で、長い歴史の蓄積や重みを感じさせるような、個性豊かな郷土が形成されてきたものである。

○経済の発展と社会の現状

このような文化的な風土が、山口県の歴史において、多くの優れた人材を生み出してきたと言える。国の内外に目を向けた優れた指導者によって世に送り出された多くの逸材が明治維新を実現し、政治、法律、産業、教育、文化など様々な分野で我が国の近代化の基礎を造ってきた。

その後、戦後の経済発展によって、我が国は世界有数の経済大国となり、今日、国民は「モノ」の豊かさを味わっている。しかし、その一方で、経済効率を優先する風潮は、人と人との思いやり、信頼、絆といった関係を薄れさせ、人々の心のゆとりを失わせている。

○文化芸術が果たす役割の重要性

人々に心の安らぎや感動をもたらす文化芸術は、今日のような時代にあっては、日々の暮らしに潤いを与え、人々に生きる喜びをもたらし、人々を支えるものとして、より一層、我々の生活に身近なものとする必要がある。

文化芸術に親しみ、活動し、魅力的な文化芸術が生まれ、次代に継承されることは、県民一人一人の自信の源となり、地域の誇りともなるものである。そして、文化芸術は、個性や多様性を重んじる社会の基盤であり、文化芸術を発展させることによって、県民一人一人が互いの価値観を尊重し、支え合いながら生きていくような世の中にすることが可能になる。

そのような社会が、真に豊かな社会である言えるのであり、そのためには、誰もが子どもの頃から文化芸術に親しむことのできるような環境を作ることによって、県民の意識や、日々の生活の隅々にまで文化芸術を根付かせていくことが必要なのである。

○文化芸術による県づくりの決意

山口県の長い歴史と、多くの先人たちによって培われてきた伝統を尊重し、文化芸術を重んじる社会を作っていくことは、現代を生きる山口県民の責務である。

多様な文化芸術を自らの日常生活や社会生活の中で生かし、生活行動や経済活動の魅力をも高めしていくことによって、山口県の魅力を高めることができる。そして、その魅力を内外に発信し、子孫の代まで将来にわたり、身近な人々、県内の人々、そして国内外の人々と、ともに豊かな文化芸術を楽しみ、生きる喜びを分かち合っていくことが、県民の願いであるといえる。

このような中で、2006年に山口県で開催された、我が国最大の文化の祭典である国民文化祭では、県民の自主的、創造的な力が存分に発揮され、多くの県民が、文化芸術の素晴らしさと可能性を実感したところである。そこで、「文化維新の精神」と名付けられた、文化芸術を尊重し、その創造に挑戦する精神を、これからも受け継ぎ、文化芸術によって県民一人一人が燦めく元気な山口県を築くことが必要である。そこで、文化芸術による県づくりを進めることを決意して、文化政策の推進基盤となる条例を制定するものである。

第1章 総則

第1条 目的

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【要旨】 この条例は、文化芸術の振興の基本となる考え方や、県が果たすべき役割などを定めることによって、文化政策を積極的に進め、県民の暮らしを心豊かな潤いのあるものにするともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会を作ることとを目的とします。

- ・ 条例を制定する意義は、幅広い長期的な視点で文化芸術の振興を進めることにあり、総合的かつ計画的に文化政策を進めることを宣言した規定である。
- ・ この条では、文化芸術の振興に関する施策を推進することにより、心豊か（思いやり、優しさ、感性、創造性などが豊かな、個々の人格とその多様性が尊重される）で潤い（ゆとりや趣き）のある県民生活を実現するとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会（地域の特性が発揮され、県民一人一人が元気で、活気があふれている地域社会）の実現に寄与することを定めている。
- ・ ここに、文化芸術が生活の質の向上や、ひとづくり・地域づくりに重要な役割を果たすという認識が示されているものである。

第2条 基本理念（第1項 県民の自主性及び創造性の尊重）

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、県民の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

【要旨】文化芸術を盛んにするためには、県民のやる気やアイデアを大切にし、その力が十分に発揮されるようにしなければなりません。

- ・文化芸術の発展には、県民の自主性と創造性に裏付けられた、自由な発想が不可欠であり、文化芸術の個性と多様性が尊重されなければならない。
- ・言い換えれば、行政は、県民の自主的な文化芸術活動の内容に干渉しないものであり、行政が特定の文化や特定のあり方を県民に押し付けてはならないものである。
- ・文化芸術を創造するのは、県民の自主的かつ主体的な取組によるものであり、国や地方公共団体は、それをサポートする役割を担っている。
- ・国や地方公共団体の重要な役割は、文化芸術活動を行う者をはじめとする県民の活動を支える基盤づくりや、県民の能力が遺憾なく発揮されるような環境づくり、条件整備に努めることである。
- ・そこで、県民の自主性と創造性の尊重及び県民の能力発揮を、文化芸術振興の基本理念の第一に定めたものである。

第2条 基本理念（第2項 県民が等しく文化芸術活動に参加できる環境の整備）

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

【要旨】文化芸術を創造したり、これを楽しむことは、人々の生まれながらの権利ですから、県民がどこに住んでいても、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるようにしなければなりません。

- ・文化芸術を創造し、享受することは、日本国憲法第13条に基づく幸福追求権の一つとして、人々の生まれながらの権利であると考えられており、同様の考え方が、文化芸術振興基本法の基本理念においても示されている。
- ・この条例においても、県民が、その居住する地域、年齢その他の条件に関わりなく、等しく文化芸術活動に参加できるような環境の整備を図ることを基本理念として定めたものである。
- ・文化芸術に関する「権利」の内容として、文化芸術を「創造」（創作し、又は表現すること。）することと、「享受」（鑑賞し、又は体験して楽しむこと。）することの2つが挙げられている。
- ・また、文化芸術活動の形態として、「鑑賞」「参加」「創造」の3つが挙げられている。
- ・具体的な施策としては、山口県総合芸術文化祭などの文化イベントを県内各地で展開することが挙げられる。
- ・また、県と市町、文化施設等が情報を共有し、連携して事業実施することにより、県民が優れた文化芸術を鑑賞する機会を、地域に偏らず、積極的に提供することなどが挙げられる。

■参加

受け身的に鑑賞するだけでなく、積極的に体験する活動を意味する。また、事業運営に参画したり、文化芸術を支援するような活動が含まれる。

■創造

創作・表現活動だけでなく、企画プロデュースするような活動も含まれる。

■環境の整備

公演・展示等を実施し、県民が参加できる企画を実施し、又は施設を整備充実するなど、様々な方法により機会や場所を整備し、条件を改善し、又は情報を提供すること。

第2条 基本理念（第3項 県民と様々な主体の協働による取組）

3 文化芸術の振興は、県民、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、文化施設、学校、事業者、市町、県等がそれぞれその果たすべき役割を認識し、かつ、協働して取り組まなければならない。

【要旨】県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町及び県は、それぞれ、文化芸術の発展のために自らが果たすべき役割を自覚し、互いに協力して取り組まなければなりません。

- ・文化芸術の振興は、一部の者、特定の者のみの問題ではなく、すべての県民、団体等が役割を担っているものであり、社会全体でともに考え、取り組むべき課題であるということを、基本理念として定めたものである。
- ・特に、学校や事業者も文化芸術の発展を担う重要な主体であるということを明確にしたものである。

区分	範囲	果たすべき役割
県民		<ul style="list-style-type: none"> ・自主的、創造的な文化芸術活動 ・文化芸術の重要性に対する理解
文化芸術団体	※下記	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化芸術活動の発展と継承に対する理解と配慮
文化施設	劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館等	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の文化芸術活動の拠点 ・住民が文化芸術を創造、参加、鑑賞できる機会の提供
学校		<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術に関する教育の推進 ・専門的な人材の育成
事業者	営利法人、公益法人等	<ul style="list-style-type: none"> ・企業メセナ活動その他の支援活動 ・文化芸術の重要性に対する理解 ・地域の文化芸術活動の発展と継承に対する理解と配慮
市町		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じた施策の推進 ・地域の特色ある文化芸術の発展
県		<ul style="list-style-type: none"> ・県民等の自主的な活動を支える基盤整備、環境づくり ・県民等の連携の促進、体制整備 ・全県規模での文化芸術活動の機会の提供 ・山口県の特色ある文化芸術の発展 ・その他施策の総合的な策定と実施
その他	国その他の機関又は団体	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の重要性に対する理解 ・地域の文化芸術活動の発展と継承に対する理解と配慮

■文化芸術団体

文化芸術活動に係る次の団体

- ①創作、発表、鑑賞等を行う団体（劇団、合唱団、読書会、鑑賞会、文化ホール友の会等）
- ②支援、研修、相互連絡等を行う団体（文化連盟、文化振興財団、ボランティア団体等）
- ③企画、プロデュース等を行う団体（子ども劇場等）

第2条 基本理念（第4項 多様な文化芸術の発展及び国内外への発信）

4 文化芸術の振興に当たっては、芸術、伝統芸能、民俗芸能、生活文化その他の多様な文化芸術の保護及び発展が図られるとともに、国内外においてその価値が認められるような文化芸術が発展するよう考慮されなければならない。

【要旨】文化芸術は多様なものですから、様々な文化芸術を保護し、発展させていかなければなりません。そして、山口県の文化芸術が、国の内外で評価されるように発展させることが必要です。

- ・文化芸術の振興に当たっては、その個性と多様性を尊重することが重要であり、多様な文化芸術の保護と発展を図ることが、多様性を受け入れる社会や、個人の人格を尊重する社会の形成にもつながると考えられている。
- ・また、多様な文化芸術や、質の高い文化芸術、個性的な文化芸術に触れたいという県民のニーズは高いものがある。
- ・更に、山口県の文化芸術を国内外でも評価されるように発展させていくことが、県民の自信を高めるとともに、埋没しない存在感のある山口県づくりに資することとなる。
- ・そこで、我が国やそれぞれの地域で受け継がれてきた伝統的な文化芸術や、新しい文化芸術を保護し、及び発展させていくとともに、国内外でも評価されるような文化芸術を育てることによって、山口県の魅力を世界に発信するとともに、本県の文化芸術の内容の充実と水準の向上を図ることを基本理念として定めたものである。
- ・この条例における「文化芸術」とは、「生活文化と芸術を中心とする文化」を意味するものであり、伝統芸能と民俗芸能はその中に含まれるところであるが、この条では、本県の歴史と伝統を尊重し、将来の世代に継承していくことの重要性を表すため、伝統芸能及び民俗芸能についても特記したものである。
- ・実際の取組としては、山口県総合芸術文化祭や、文化施設の企画などで、多様な分野を取り上げ、県民に提供することが挙げられる。
- ・また、地域の伝統的な文化芸術の保護や、時代の先端を行く新たな文化芸術への支援も必要である。
- ・国内外で認められるようにする方法としては、積極的な情報発信はもとより、国民文化祭への県内文化芸術団体の派遣や、国際文化交流への支援その他の方法が挙げられる。

第2条 基本理念（第5項 地域の特色ある文化芸術の発展と継承）

5 文化芸術の振興に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られるとともに、それが県民共通の財産として将来の世代に引き継がれるよう考慮されなければならない。

【要旨】地域の歴史や伝統、気候風土などが生かされた特色ある文化芸術は、県民の共通の財産ですから、これを発展させていくとともに、将来の世代に引き継いでいく必要があります。

- ・地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術は、住民の自信と誇りの源として、地域コミュニティを形成する核となるとともに、地域の魅力の再発見と発信、交流の促進をもたらし、ひいては新たな経済需要の創出にもつながると考えられている。
- ・また、地域の伝統的な民俗芸能は、現代の文化芸術のルーツ、原型としても重要な意味を持っているが、その一方で、人口減少と少子高齢化が進む社会にあって、地域の伝統的な芸能や民俗芸能が消滅していくような状況がある。
- ・そこで、このような地域の特色ある文化芸術を発展させ、県民共通の財産として将来の世代に継承していくことを、基本理念として定めたものである。

■風土

気候その他の自然条件や土地柄

■風土「等」

- ・伝説、民話、人物等
- ・その地域の固有産業、伝統産業、観光事業等
- ・その地域で独自の活動をしている個人又は団体

■特色ある文化芸術

- ・その地域の歴史、伝説、民話、人物等を素材として生かした魅力ある文化芸術
- ・その地域の固有産業、伝統産業、観光事業等と密接に関連した、経済に付加価値を生み出す文化芸術
- ・その地域の住民を中心に、その地域を拠点として活発に行われている文化芸術

第2条 基本理念（第6項 地域社会の発展の基盤である文化力の向上）

6 文化芸術の振興に当たっては、豊かな人間性の涵養及び地域社会の発展のための不可欠な基盤として、文化力（文化芸術が人々及び社会に及ぼす影響力をいう。）が向上するよう考慮されなければならない。

【要旨】文化芸術が持つ力（文化力）、つまり、人々に感動を与えたり、地域の魅力を高めたりする力は、豊かな人間性をはぐくみ、地域社会を発展させるために欠かすことのできない基盤であり、これを高めていくことが必要です。

- ・「文化力」は、文化芸術が人々を引き付ける魅力や社会に与える影響力のことをいう。
- ・今日、文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧として、豊かな人間性や創造力の涵養をもたらし、また、人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成することにより、豊かな県民生活と経済発展を支えとされている。
- ・たとえば、文化芸術による心の解放（アートセラピー、ヒーリング）等、文化が人間の活力を内面から支え、伸ばしていく力が評価されている。
- ・文化芸術活動を通じた出会いと交流によって、人間社会の相互理解が促進されることが期待されている。
- ・また、文化芸術の活性化によって、人々の感性や創造性が高められるとともに、地域の魅力の増進につながっていくことが期待されている。
- ・更に、文化芸術が、経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉ともなることが期待されている。
- ・そこで、今後のひとづくりや地域づくりを支える社会基盤として、文化力が向上するように努めていくことを、基本理念として定めたものである。